

建築基準法第 37 条第 2 号の認定に係る直交集成板（CLT）の 性能評価業務開始

2019 年 6 月 20 日
一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、建築基準法第 37 条第 2 号の認定（建築材料の品質）に係る性能評価において、新たに直交集成板（CLT）に関する業務を開始いたしました。

1990 年代に欧州で開発された CLT（Cross Laminated Timber）は、急速な発展を遂げ、海外では中層大規模木造建築における主要な構造材料の一つとなっています。

日本では、CLT パネル工法を用いた建築物の構造方法に関する技術的基準の告示が公布され、建築基準法第 37 条第 1 号に基づき、日本農林規格に適合する CLT の一部に基準強度が与えられました。

日本農林規格に適合しない直交集成板（CLT）を用いて木造建築物を建てる場合、建築基準法第 37 条第 2 号の認定（建築材料の品質）が必要となり、この性能評価を受けることにより、国土交通大臣認定の申請が可能となります。

つくば建築試験研究センターでは、性能評価に必要な試験にも対応できるよう体制を整えており、事前相談から試験、性能評価までワンストップでスムーズな評価を受けることができます。

問い合わせ先 つくば建築試験研究センター 担当 岡部
電話：029-864-1745
Mail：info-tbtl@tbtl.org